

■ 申込時の提出書類

提出書類	備考 1	備考 2	
共通書類	① 融資あっせん申込書	市の所定用紙	◎
	② 信用保証委託申込書	愛知県信用保証協会の所定用紙	◎
	③ 個人情報の取扱いに関する同意書	愛知県信用保証協会の所定用紙	◎
	④ 信用保証依頼書	愛知県信用保証協会の所定用紙(金融機関経由の場合のみ必要)	◎
	⑤ 申込人(企業)概要	愛知県信用保証協会の所定用紙 (※ 初回申込時は必要、2回目以降は変更がある場合のみ必要)	
	⑥ 印鑑証明書 法人-法務局 個人-東庁舎1階 市民課 各支所	最近3ヶ月以内に発行されたもの。 (※初回申込時は必要、2回目以降は変更がある場合のみ必要) ※申込人・連帯保証人全員分必要	
	⑦ 市税の納税証明書 ※市役所提出日時点で、 市税に滞納のない証明書 ※各税金の納期にご注意ください。  東庁舎1階 税証明窓口 東庁舎3階 市民税課 各支所 市民税・県民税課税(所得)証明書	【法人】市税の滞納のない証明書 (課税が無い場合は賦課が無いことの証明) 【個人】下記①②に該当するいずれかの証明書 ①市税の課税がある方-市税の滞納のない証明書(申込書の提出時点で滞納がないことを証明できるもの) ②市税の課税が無い方-市民税・県民税課税(所得)証明書 ※特別小口保険適用希望の方は、上記いずれかに加えて当該年度の所得税(または法人税)、事業税、住民税の所得割のいずれかの納税証明書(税額記載のあるもの) (※個人事業者の住民税に関しては申込期間が2月から6月の間を除き2年度分必要)	◎
	⑧ 国・県税の領収書等(写)  個人-所得税(国)個人事業税(県) 法人-法人税(国)法人県民税、事業税(県)	①直近決算で課税のある場合-領収書、通帳で引落としが確認できる場合はその写し又は納税証明書のいずれか。 ②直近決算で課税のない場合-滞納のないことの納税証明書(決算書等で非課税が確認できれば提出は不要。) ※金融機関受付の場合 - 金融機関で滞納のないことの確認がとれている場合は省略可。	
	⑨ 営業許可証(写)	営業許可を必要とする事業を営まれている方	◎
	⑩ 住宅地図(写)	初めての借入、住所変更後初めての借入の場合(次回以降は省略可能)	
	⑪ 被災証明又は災害証明	※災害復旧資金の場合のみ	△
	⑫ 経営改善計画報告書	※経営改善資金の場合のみ	△
	⑬ 見積書または契約書(写)	発行者又は契約の相手方の印のあるもの	◎
設備資金 着工・設置前の 申込が条件です	⑭ 立・平面図(写)	新・増・改築及び改装の場合	
	⑮ 店舗改装承諾書	貸店舗の改装の場合 ※ 借地に事業所等を建設する場合は、建築承諾書が必要。	
個人	⑯ 確定申告関係書(写)	直近2期分 税務署に提出した確定申告書一式 ※ 過去に借入がある場合は直近1期分でも可	◎
法人	⑰ 商業登記簿謄本(写)	法務局が発行したもの(インターネットは不可)	◎
	⑱ 定款(写)	初回申込時は必要、2回目以降は変更ある場合のみ必要	
	⑲ 決算書(写)	直近2期分 決算報告書及び勘定科目明細 ※過去に借入がある場合は直近1期分でも可	◎
	⑳ 試算表(写)	決算後6ヶ月経過している場合	◎
非風俗営業	㉑ 宣誓書	酒場・ビアホール・スナック経営等の場合	
NPO法人	㉒ 事業報告書		◎
	㉓ 計算書類及び財産目録	活動計算書、貸借対照表及び財産目録	◎
	㉔ 名簿	年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	◎

※ 状況に応じて上記以外の書類を提出していただきます。

※ 備考2の◎については、必ずご提出ください。

■ 保証人及び担保について

担保 - 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

保証人 - 原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。

■ セーフティネット保証(経営安定関連保証)に係る特定中小企業者の認定

経済産業大臣の指定する特に業況が悪化している業種に属し、かつ、売上高の減少などの影響を受けている中小企業者について認定を行っています。

(詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。)

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

中小企業者のための

# 融資制度のご案内

令和3年4月

岡崎市

岡崎市では、中小企業者の皆様に対して経営の安定、設備の近代化等に必要な資金の融資あっせんのため、各種融資制度を設けておりますので、お気軽にご利用下さい。

制度の特長

- ◇ 原則、法人代表者以外の保証人は不要です。
- ◇ 原則、無担保で融資が受けられます。
- ◇ 固定金利で計画的な返済が可能です。
- ◇ 信用保証料の補助制度があります。
- ◇ 既存の借入との1本化により、返済負担を軽減しながらの増額も可能です。

経済振興部商工労政課労政金融係  
岡崎市十王町二丁目9番地  
(西庁舎地下1階)  
TEL 0564-23-6214  
FAX 0564-23-6213

## 融資制度一覧

制度名	申込資格	融資金額	資金用途	返済期間	利率	信用保証
岡崎市中 小企業事 業資金 (マル岡)	通常資金	各資金それぞれ 2,000万円以内  *申込融資金額を含 めたマル岡の融 資残高が各資金 それぞれ2,000万 円以内	運転資金	5年以内	3年以内 1.10% 5年以内 1.20% 7年以内 1.30%	要 責任 共有
	災害復旧資金		設備資金	7年以内 ※欄外注参照	ただし、 設備資金 のみの場 合は 3年以内 1.00% 5年以内 1.10% 7年以内 1.20%	
	経営改善資金		運転資金	7年以内		1.10% 1.20%
小規模 企業等 振興資 金(振)	通常資金	5,000万円以内	運転資金	7年以内	3年以内 1.30% 5年以内 1.40% 7年以内 1.50% 10年以内 1.60%	要 責任 共有
	小口資金		設備資金	10年以内 ※欄外注参照	10年以内 1.60%	
	通常資金	2,000万円以内 (他の保証残高 を含む)	運転資金	7年以内	3年以内 1.10% 5年以内 1.20% 7年以内 1.30% 10年以内 1.40%	要 責任 共有 対象外
			設備資金	10年以内 ※欄外注参照	10年以内 1.40%	

※注：運転資金・設備資金ともに融資を受けるときは、設備資金が6割以上の場合に限りです。

### <取扱金融機関>

銀行：三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、三十三銀行  
信用金庫：岡崎信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫

### <申込先>

上記金融機関

### <責任共有制度について>

信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で信用リスクを負担しあう制度

以下の場合には責任共有制度対象外となり、信用保証協会が100%の保証をします

①小規模企業等振興資金小口資金、岡崎市中企業事業資金経営改善資金をお申込みの場合

②セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号、第6号）に該当する場合（裏表紙下をご覧ください）

全ての融資制度、補助制度ともに申込者（申請者）及び役員が暴力団又は暴力団員に該当しないことが要件となります。

## 補助制度一覧 ①②について、対象融資を繰上返済した場合、補助金を返還していただきます。

補助金名	対象融資制度	補助条件	補助金算定方法	提出期限
①岡崎市中 小企業事 業資金保 証料補 助金	・岡崎市中企業事業資金（マル岡） ・小規模企業等振興資金（振、振小）	・年度中1回限り ・市内に住所（個人）又は本店（法人）を有していること ・市内に主たる事業所を有していること ・自動車の購入については、3、5及び7ナンバーの自動車は補助対象外（ただし、緑ナンバーの自動車は補助対象） ・設備資金については、市内に設置するものに限る	・保証料の50%（マル岡通常、経営改善）、90%（マル岡災害復旧）、40%（振） * 上限10万円（ただし、マル岡災害復旧を除く） * 借換（A）を含む場合は、保証料（B）のうち融資金額（C）から借換額を差し引いた額を対象保証料とする（補助金額=B×補助率×（C-A）÷C） * 1,000円未満の額は切り捨て	借入日から 60日以内 （ただし、補助金の対象となる自動車購入資金を含む場合は、車両登録をした日から60日以内）
②岡崎市中 創業資 金保証料 補助金	・愛知県経済環境適応資金（創業等支援資金）	・年度中1回限り ・市内に住所（個人）又は本店（法人）を有していること ・市内に主たる事業所を有していること ・創業により会社を設立する場合はその代表者となること ・個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、市内において中小企業者となること ・許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を取得していること又は取得が確実であること ・市税等の滞納がないこと。 ・自動車の購入については、3、5及び7ナンバーの自動車は補助対象外（ただし、緑ナンバーの自動車は補助対象）	・保証料の額の50%（又は80%） * 上限20万円 * 以下の創業者は80% ①岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する  ③伝統的工芸品産業を行う ④30歳未満の創業者 * 1,000円未満の額は切り捨て	
③岡崎市中 創業資 金利子補 給補助 金	・日本政策金融公庫 ①新企業育成貸付 ②普通貸付 ③生活衛生貸付 ④食品貸付 ⑤企業活力強化貸付 ⑥マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	・2回目から7回目の返済利子の額の50%（又は80%） ・自動車を購入し、車検証の交付が2回目の利子支払い後の場合は、車検証交付日以後支払った6回分の利子  ※岡崎創業資金利子補給補助金の場合は、開業後5年未満であること	補助対象となる利子の支払日まで に （※今回の借入で自動車を購入される方は事前にご相談ください。）	

### ■ 信用保証料

(単位：%)

制度	弾力化保証料率	特別小口保険を適用する保証	セーフティネット保証等
小規模企業等振興資金通常資金	0.38 ~ 1.74	0.75	
小規模企業等振興資金小口資金	0.46 ~ 1.83	0.75	
愛知県経済環境適応資金創業等支援資金	0.40 or 0.79		
(上記以外の) 岡崎市融資制度	0.45 ~ 1.90	1.00 (経営改善資金は0.67)	0.80 (1~4、6号)・0.68 (5号) ※経営改善資金のみ

\* 有担保保証の場合は0.1%の割引を実施します。（セーフティネット保証等、特別小口保険を適用する保証は除く。）

\* 「中小会計要領」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出いただいた方は、0.1%の割引を受けられます（法人の方のみ対象です。）

\* 経営状況等により、保証料率が下がる場合、上がる場合があります。

<特別小口保険とは>

下記のすべての要件を満たす小規模企業者の方は、特別小口保険を適応でき、信用保証料の軽減を受けられる場合があります。（ただし、医業を主たる事業としている場合を除きNPO法人は責任共有制度の対象となります。）

- ① 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業者にあつては5人以下）であること
- ② 県内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- ③ 保証申込以前1年間の所得税（法人の場合は法人税）・事業税・市県民税の所得割の課税があり、それらを完納していること
- ④ 保証協会に他の信用保険を付保した保証の取扱いがなく、無担保無保証人で申込をする場合
- ⑤ 保険限度額が2,000万円以下であること
- ⑥ 対象となる資金が1年以上営んでいる事業に必要な資金であること（事業の多角化に必要な資金については、対象外）